

# 1 職員の喫煙者の割合

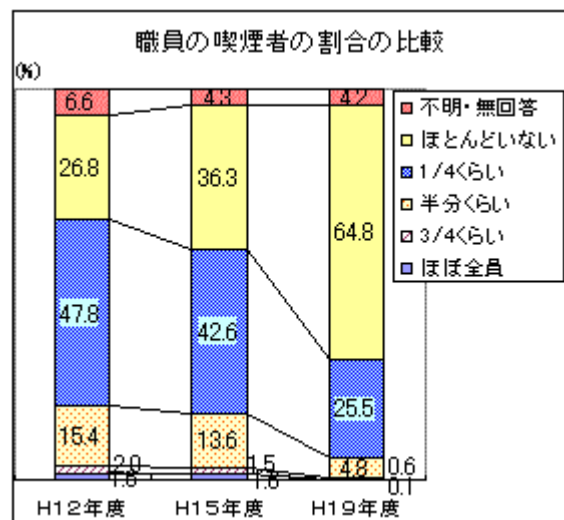
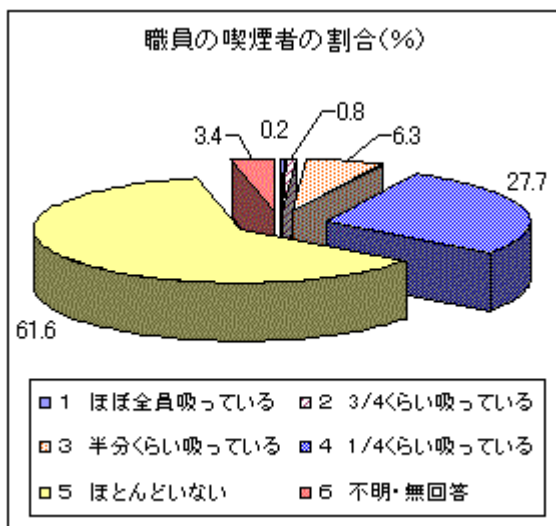
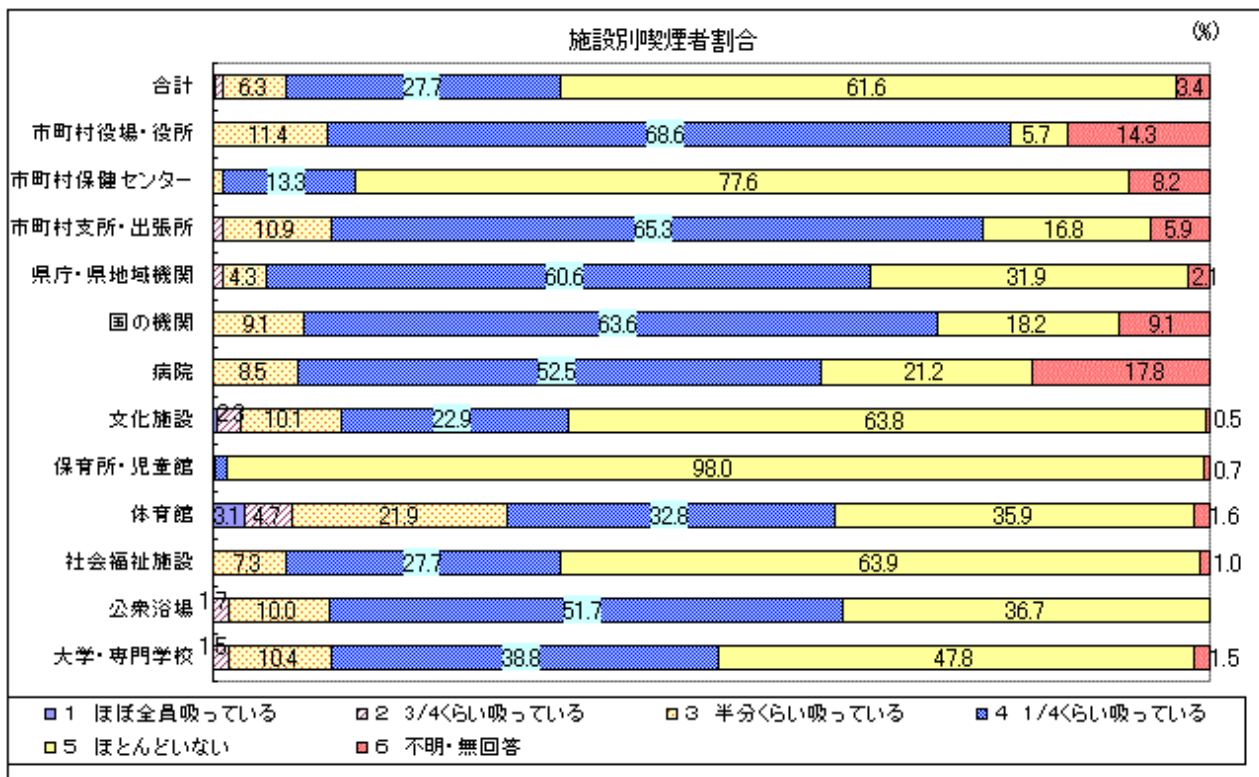
(対象：調査に回答した全 1524 施設)

全体として「ほとんどいない」という施設の割合が多い。

職員のうち喫煙している者の割合は「ほとんどいない」という施設が最も多く、61.6%であった。

施設別で見ると、「ほぼ全員吸っている」から「半分くらい吸っている」までの割合が最も高かったのは体育館であった。反対に、「ほとんどいない」と回答した割合が高かったのは保育所・児童館及び市町村保健センターであった。

なお、平成 12 年度実施の「たばこ対策実施状況調査」と同種の施設で比較すると「ほとんどいない」と回答した施設の割合は 26.8%から 64.8%と大きく上昇し、「1/4 くらい吸っている」が 47.8%から 25.5%、「半分くらい吸っている」が 15.4%から 4.8%と大きく減少している。



## 2 受動喫煙防止対策の実施状況

(対象：調査に回答した全 1524 施設)

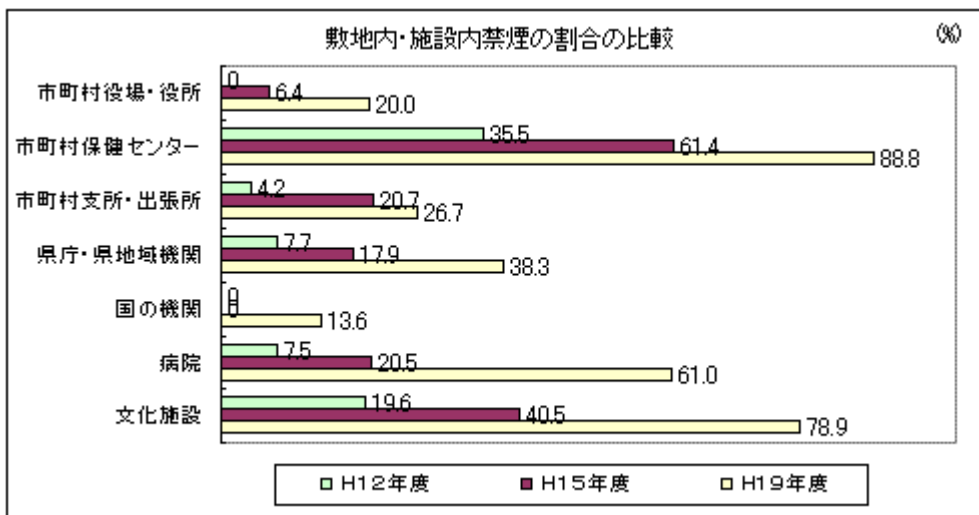
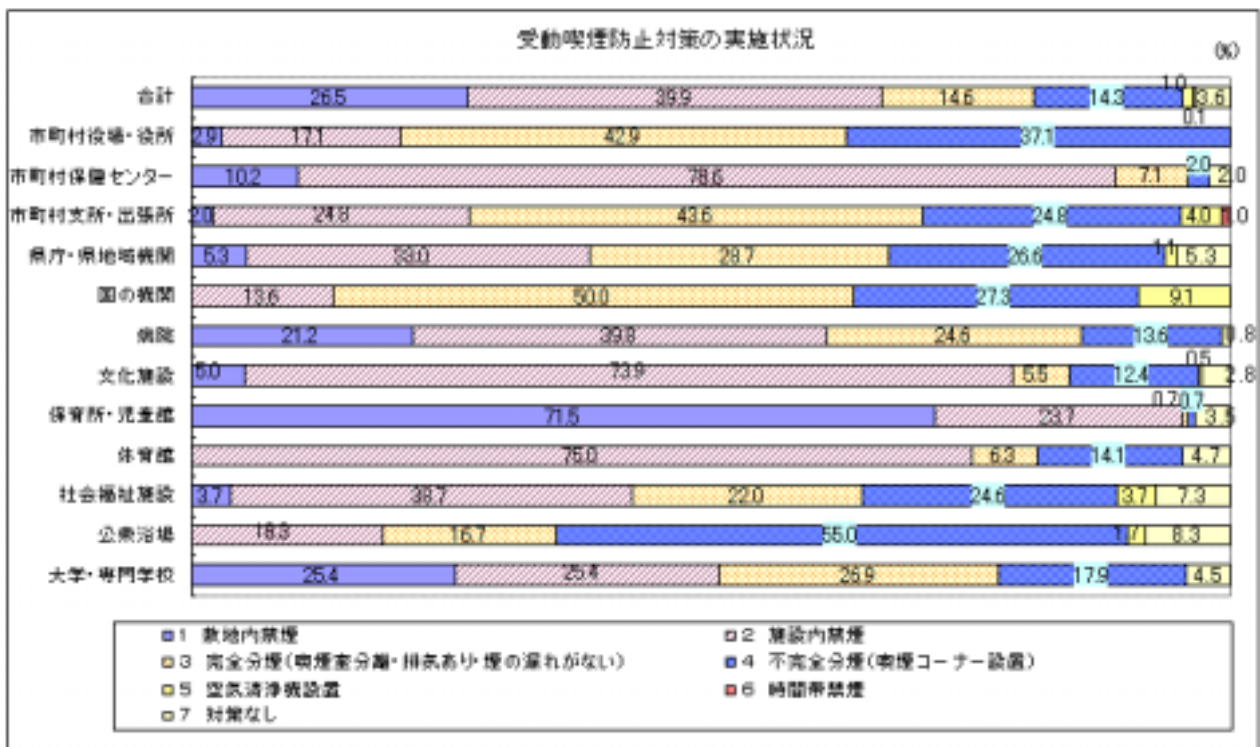
平成 15 年度の調査結果に比べ、禁煙（敷地内禁煙もしくは施設内禁煙）を実施している施設が増加した。全体の 81%が禁煙もしくは完全分煙を実施している。

「敷地内禁煙」を実施している施設は 26.5%であった。最も実施割合が多いのは保育所・児童館であった。

「施設内禁煙」の割合は 39.9%であり、前回調査（平成 15 年度実施）の 35.2%よりも 4.7ポイント高くなっている。

分煙を実施している施設は、28.9%であり、そのうち喫煙室が分離され、排気があり、煙の漏れがない完全分煙を実施している施設は 14.6%であった。

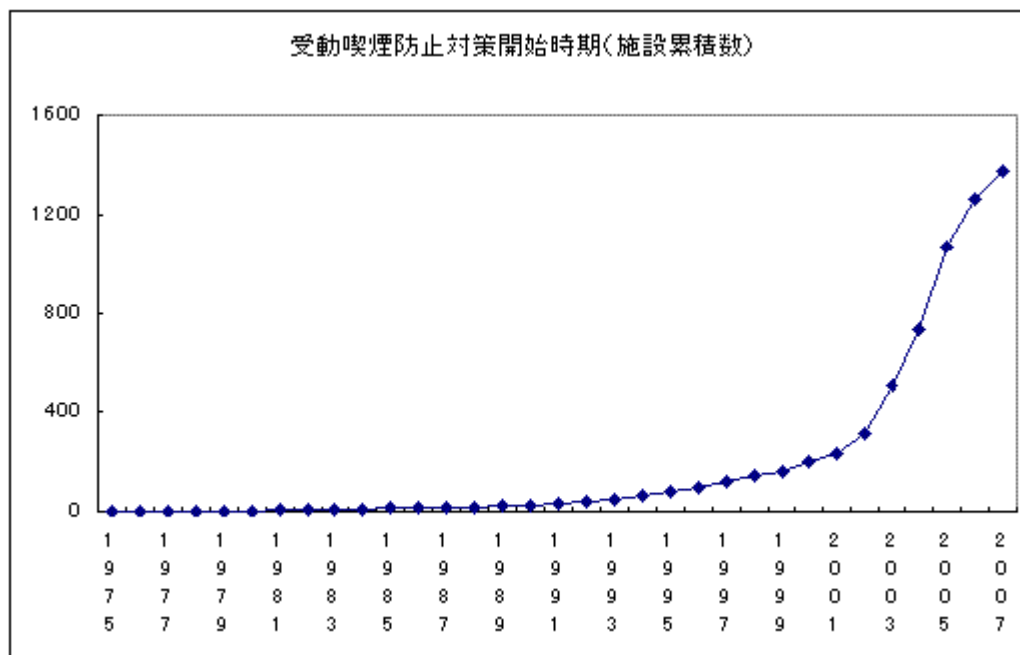
また、ガス状成分を取り除くことができないという問題点を指摘されている「空気清浄機設置」や「時間帯禁煙」、「対策なし」の施設は 4.7%であり、何らかの受動喫煙防止対策を実施している施設が大半であった。



### 3 受動喫煙防止対策開始時期

(対象：2 受動喫煙防止対策の実施状況で何らかの対策を実施している施設のうち、開始年の記載のある 1374 施設)

1990 年以前に対策を開始している施設も若干あるが、1993 年以降開始する施設数が徐々に増え、健康増進法が施行された 2003 年以降に対策を開始する施設が急増している。



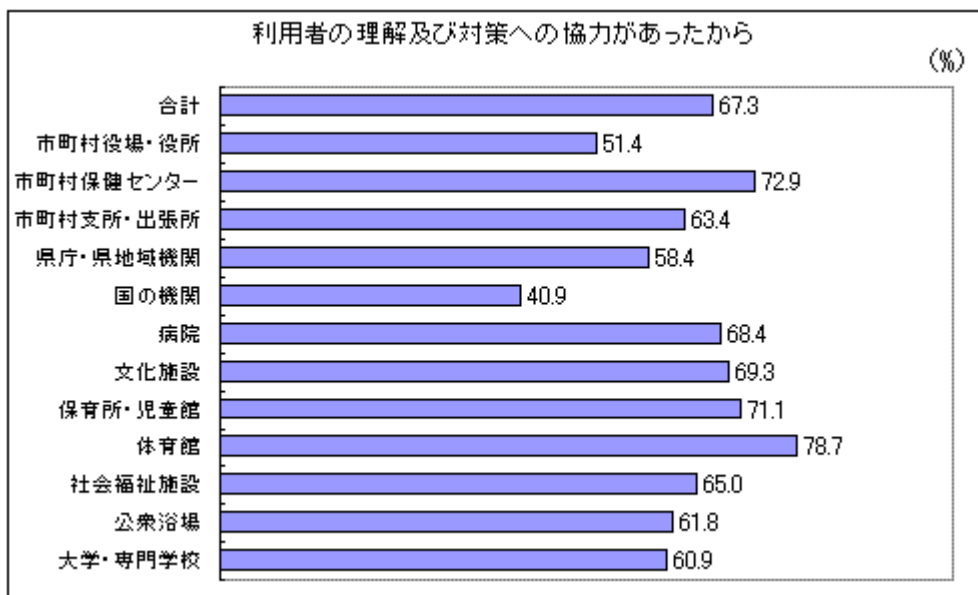
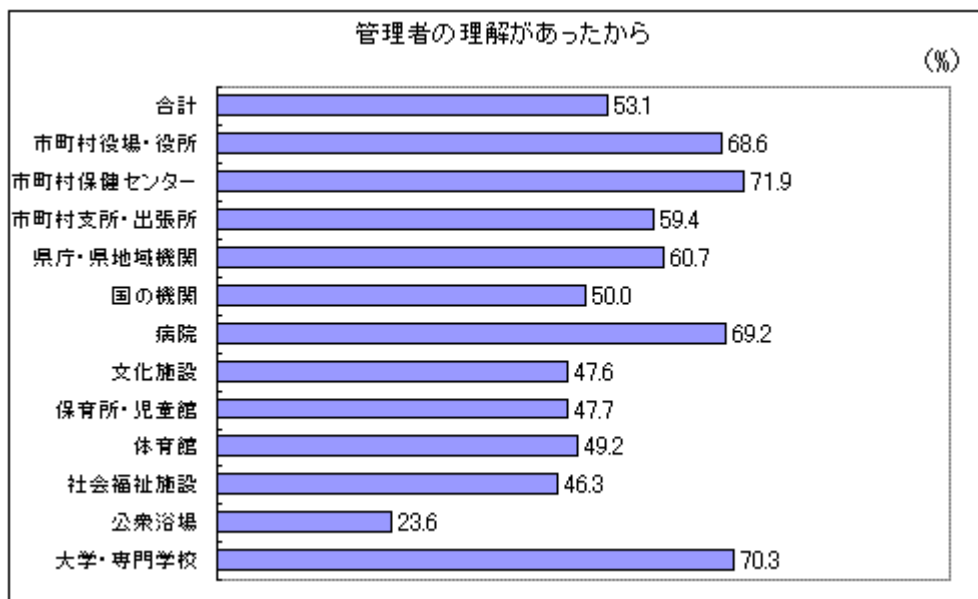
## 4 禁煙・分煙対策が実施できた理由（複数回答あり）

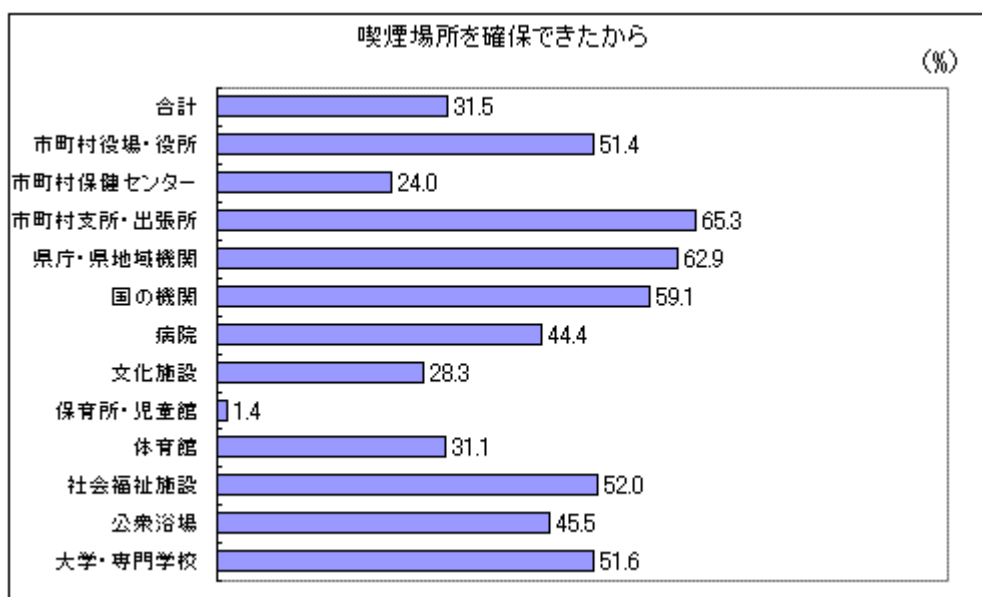
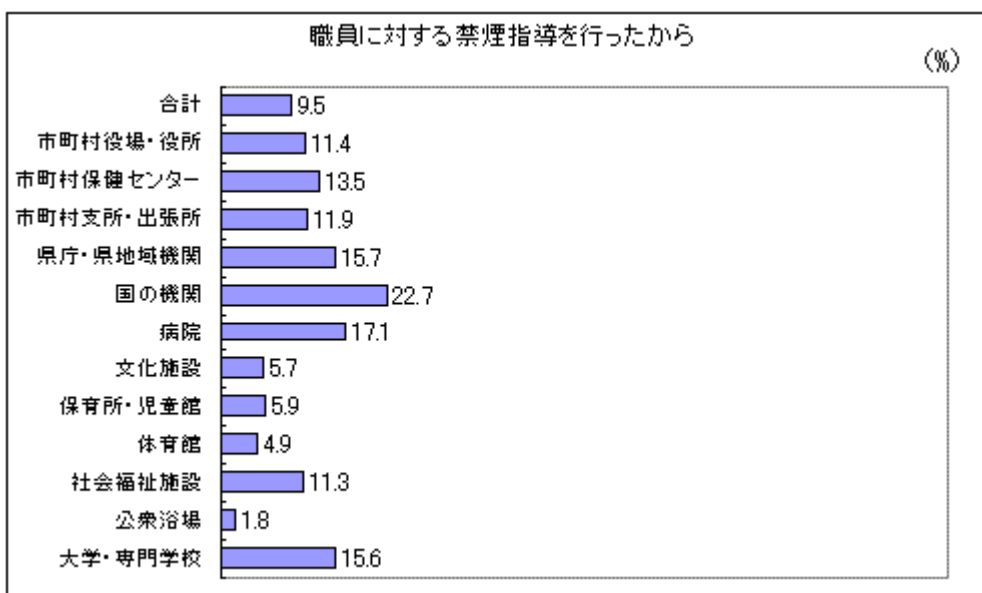
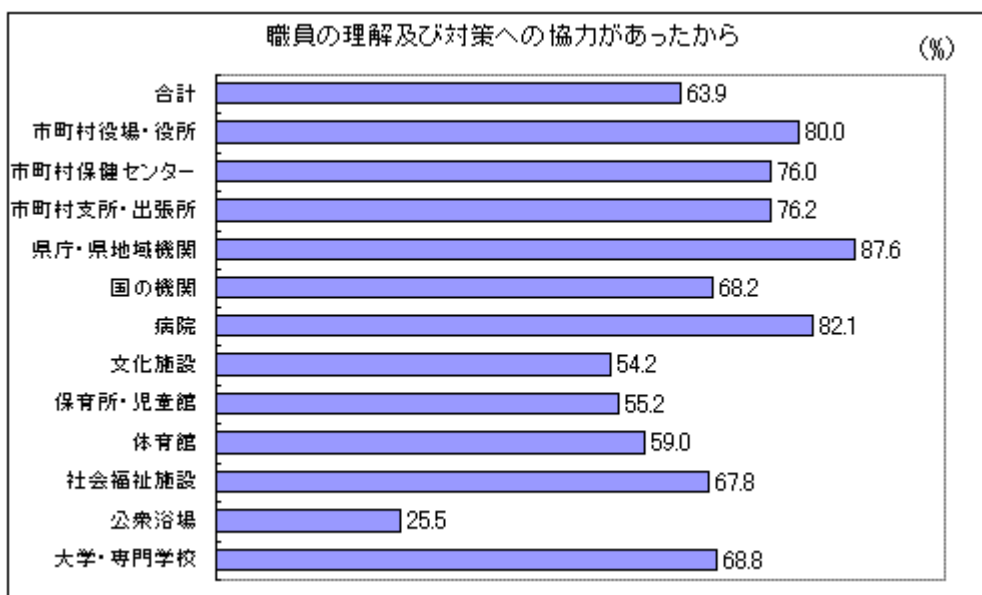
（対象：2 受動喫煙防止対策の実施状況で何らかの対策を実施している 1469 施設）

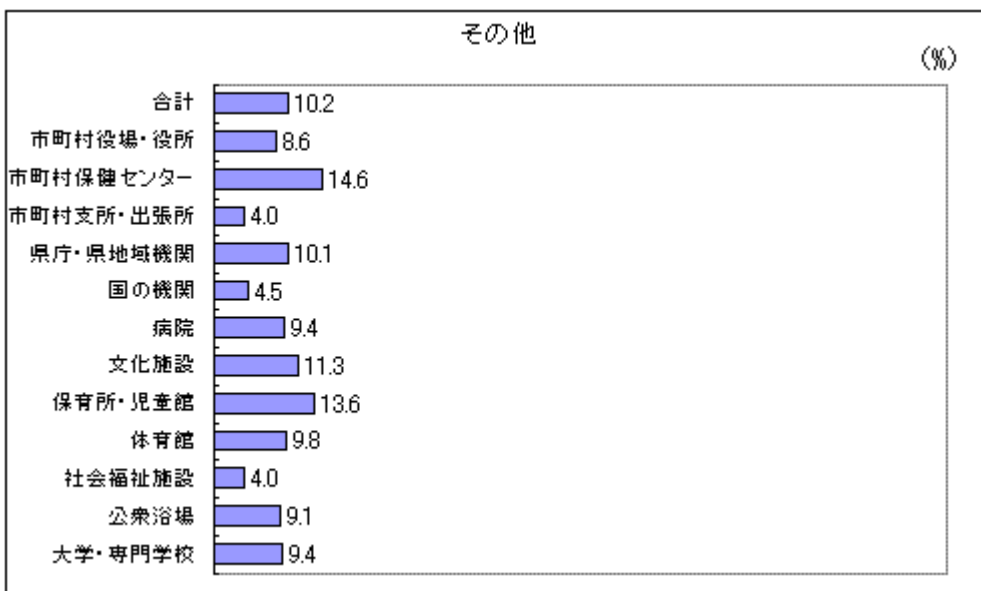
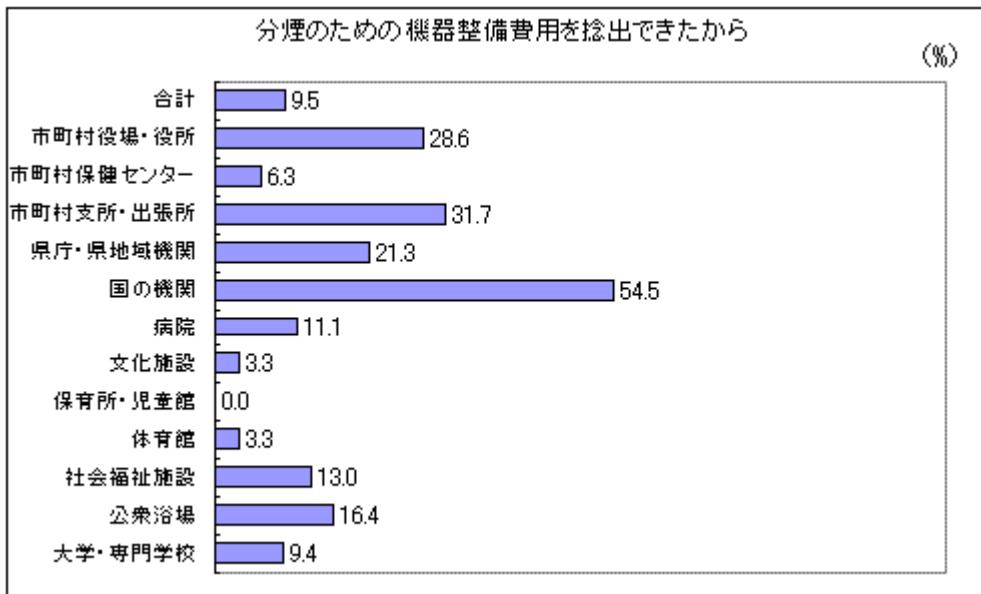
全体として「管理者の理解があったから」、「利用者の理解及び対策への協力があったから」という理由が多い。

全体として最も多い理由は「利用者の理解及び対策への協力があったから」で 67.3%であった。ついで「職員の理解及び対策への協力があったから」が 63.9%、「管理者の理解があったから」が 53.1%であった。

また、「分煙のための機器整備費用を捻出できたから」は全体としては 9.5%であったが、国の機関においては 54.5%と高い割合を占めていた。







その他の主な内容

- ・健康増進法が施行されたから
- ・健康増進計画にたばこ対策が掲げられたから
- ・行政による指導があったから
- ・施設の新築・改築があったから
- ・病院機能評価受審のため
- ・施設や展示資料の保存管理のため
- ・児童施設であるため
- ・利用者から要望があったから

## 5 禁煙・分煙宣言施設登録状況

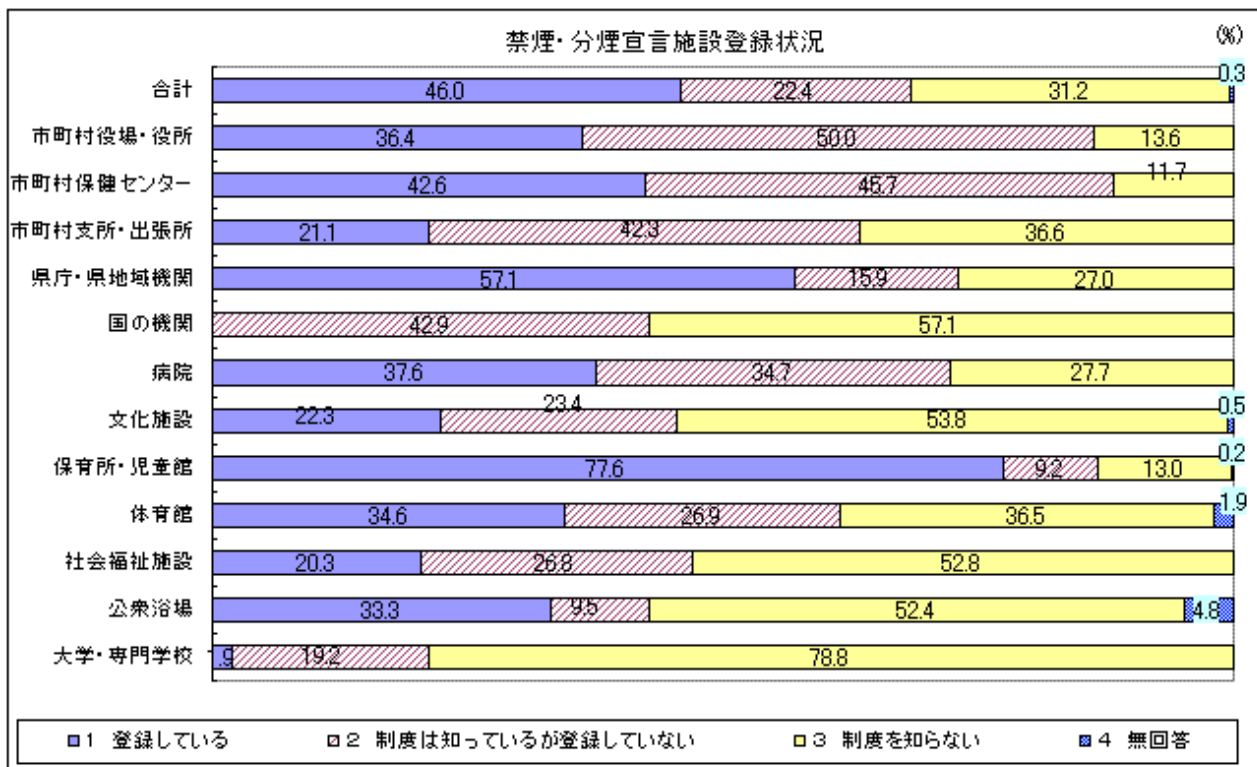
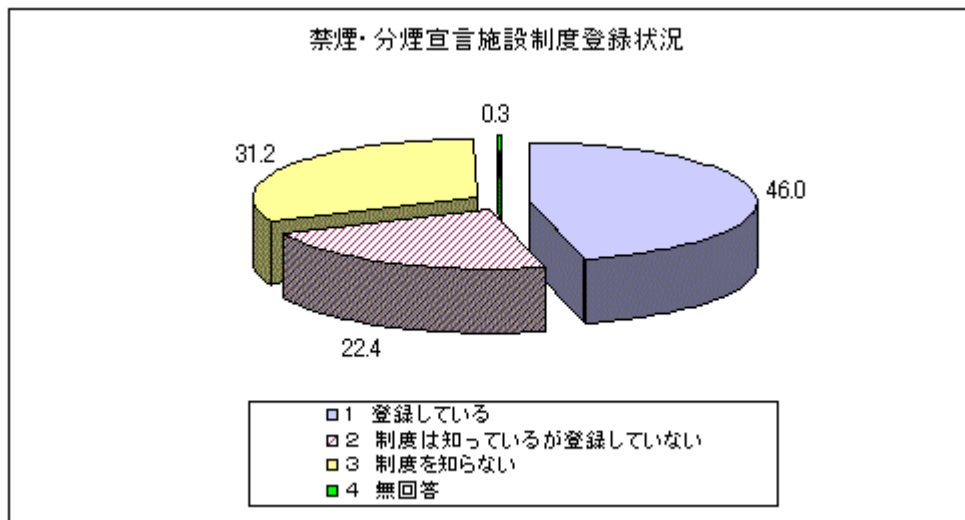
(対象：2 受動喫煙防止対策の実施状況で「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」、「完全分煙」と回答した 1234 施設)

「登録している」施設が半数近くを占めている。

禁煙・分煙宣言施設に登録している施設は 46.0%であった。「制度を知っているが登録していない」とあわせると、登録制度の認知度は 68.4%であった。

最も多く「登録している」と回答した施設は、保育所・児童館であった。「制度は知っているが登録していない」割合が高かったのは、県庁・県地域機関を除く官公庁であった。

「制度を知らない」と回答した施設は全体で 31.2%であり、大学・専門学校では 78.8%を占めていた。





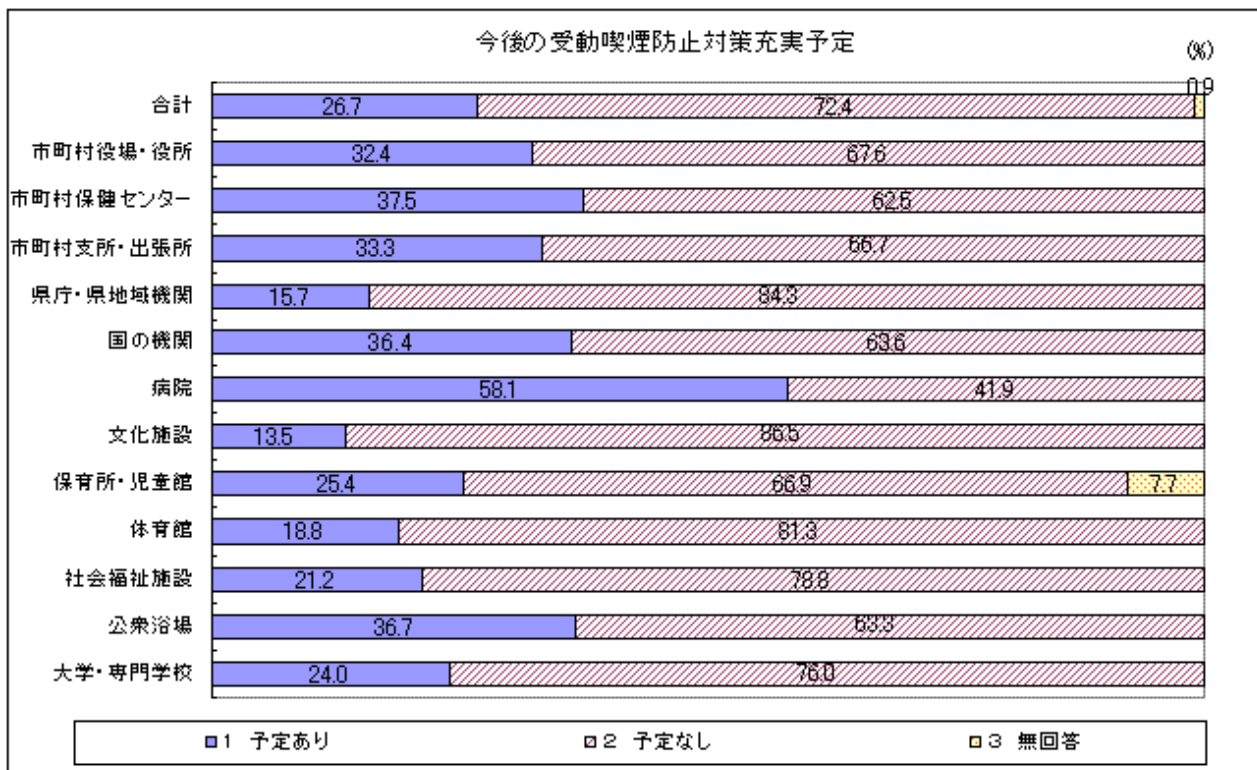
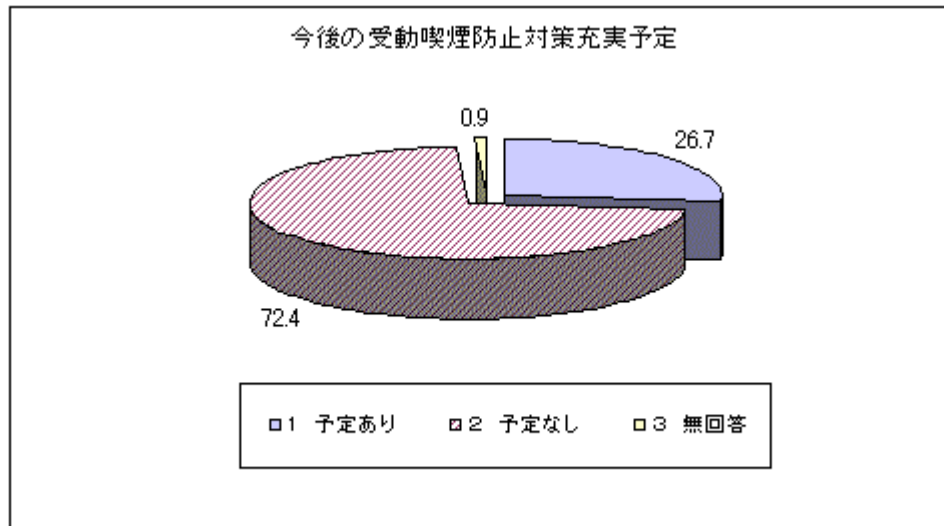
## 6 今後の受動喫煙防止対策充実予定

(対象：2 受動喫煙防止対策の実施状況で「敷地内禁煙」以外に回答した 1120 施設)

「予定なし」と回答した施設が 72.4%を占めている。

全体として「予定なし」と回答した施設は 72.4%であったが、特に文化施設、県庁・県地域機関、体育館で多くの割合を占めていた。

「予定あり」と回答した施設は、全体では 26.7%であったが、病院では 58.1%と高い割合を占めていた。



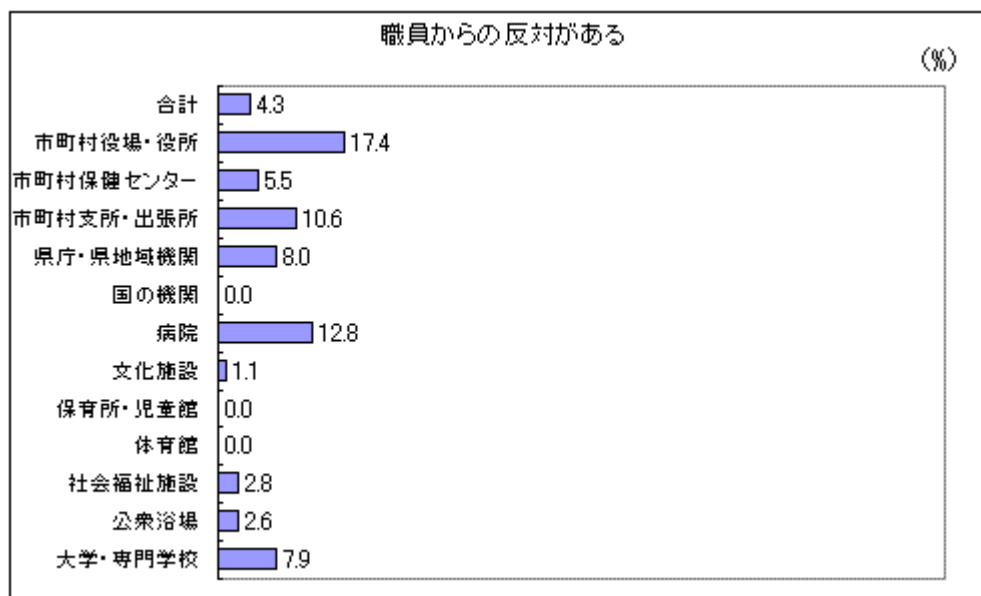
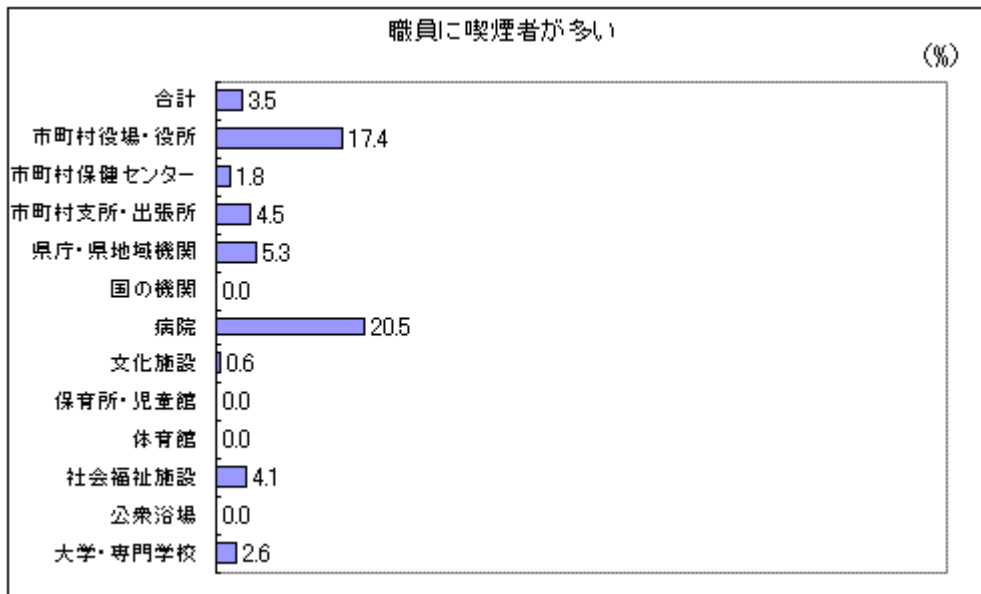


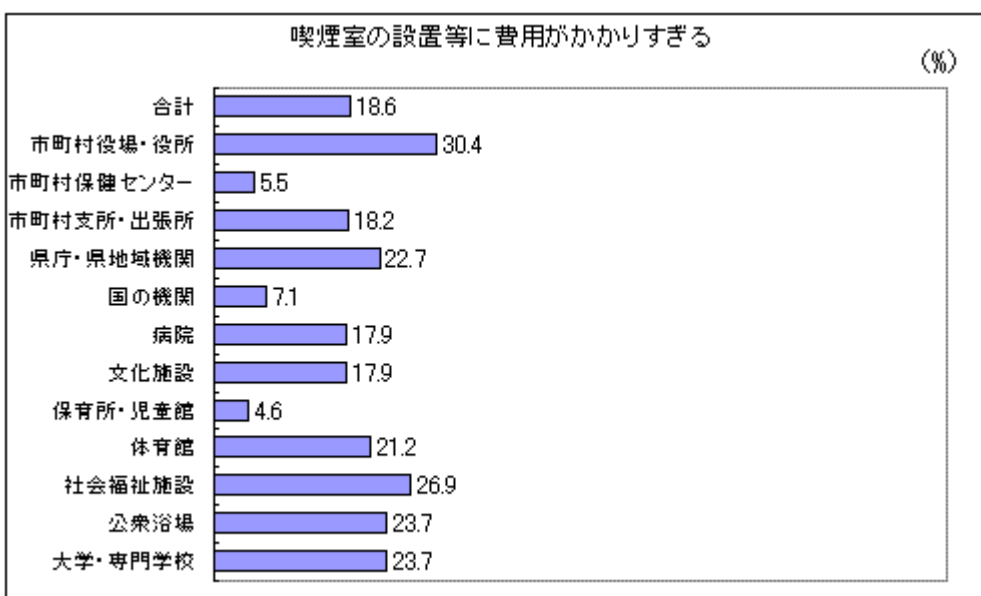
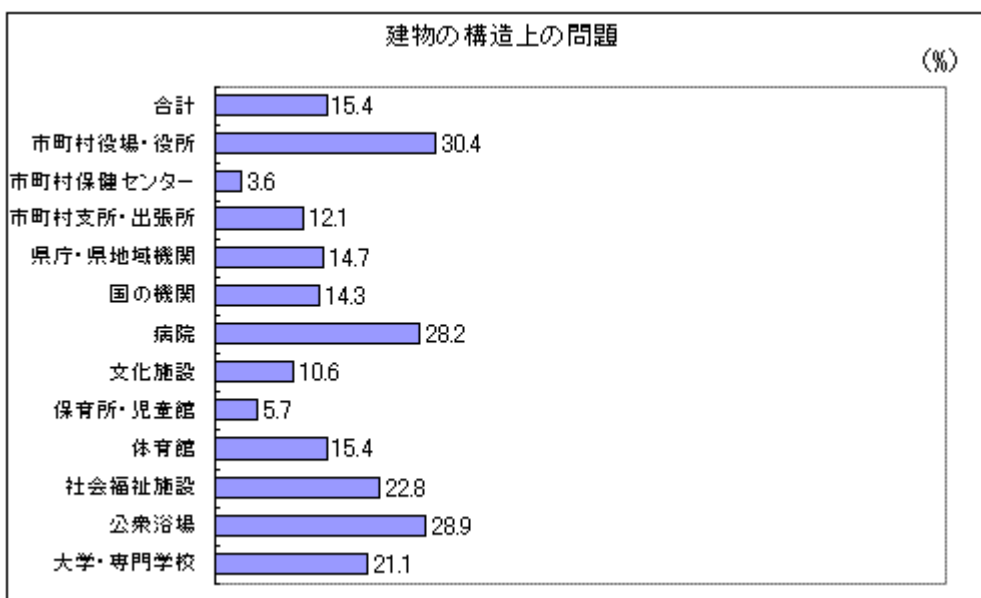
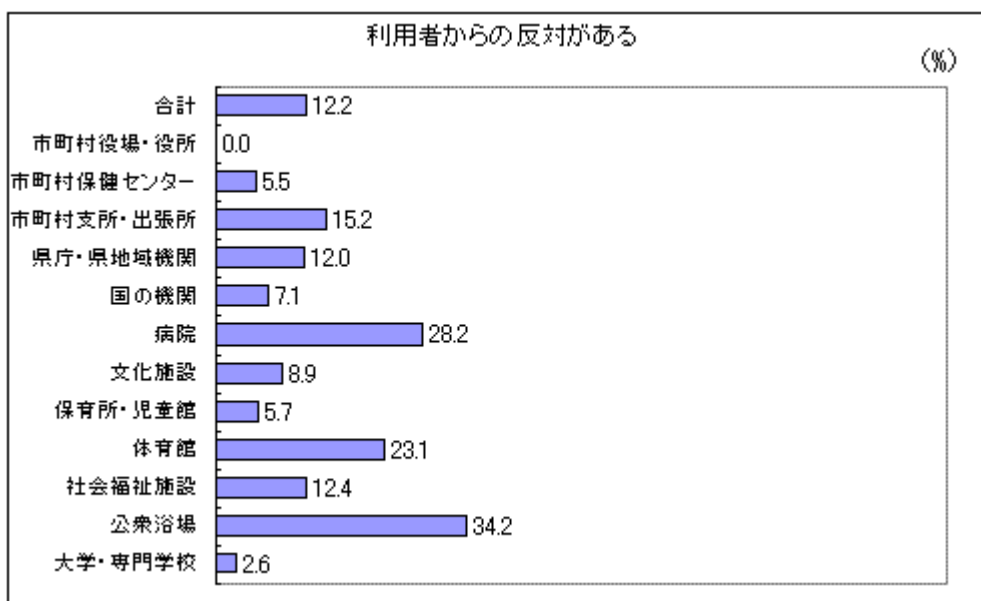
## 7 受動喫煙防止対策の予定なしの理由（複数回答あり）

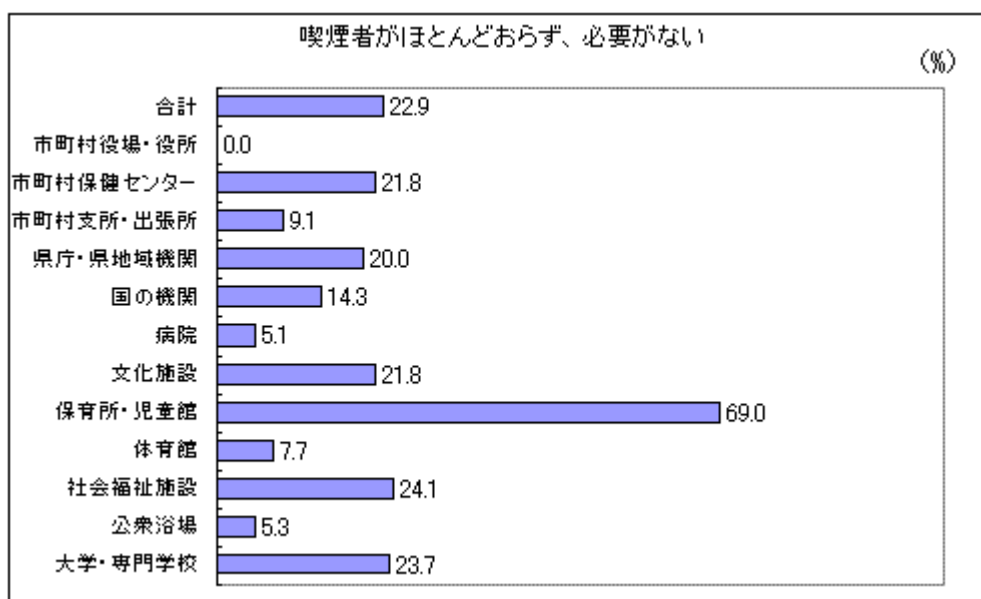
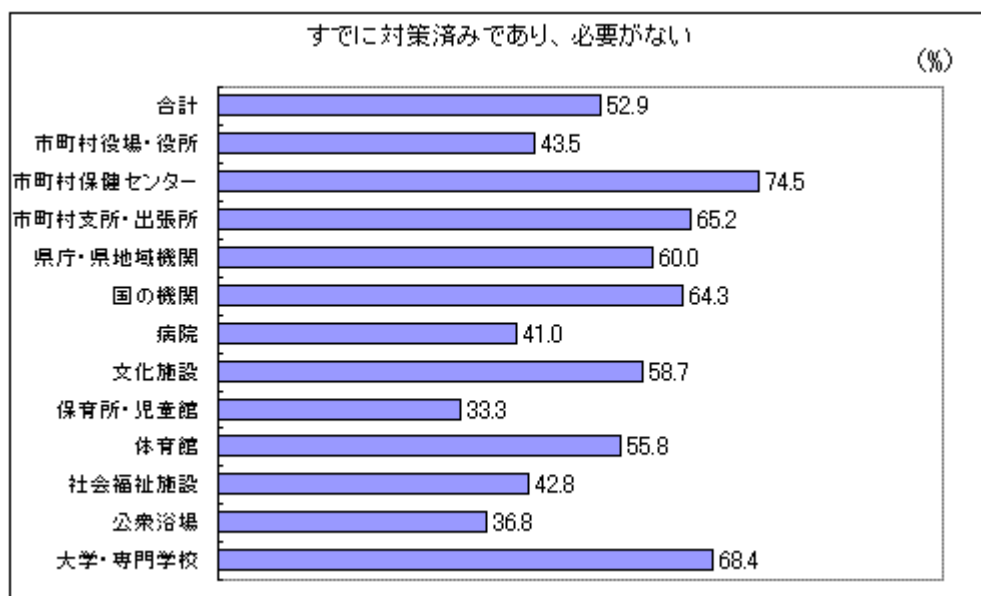
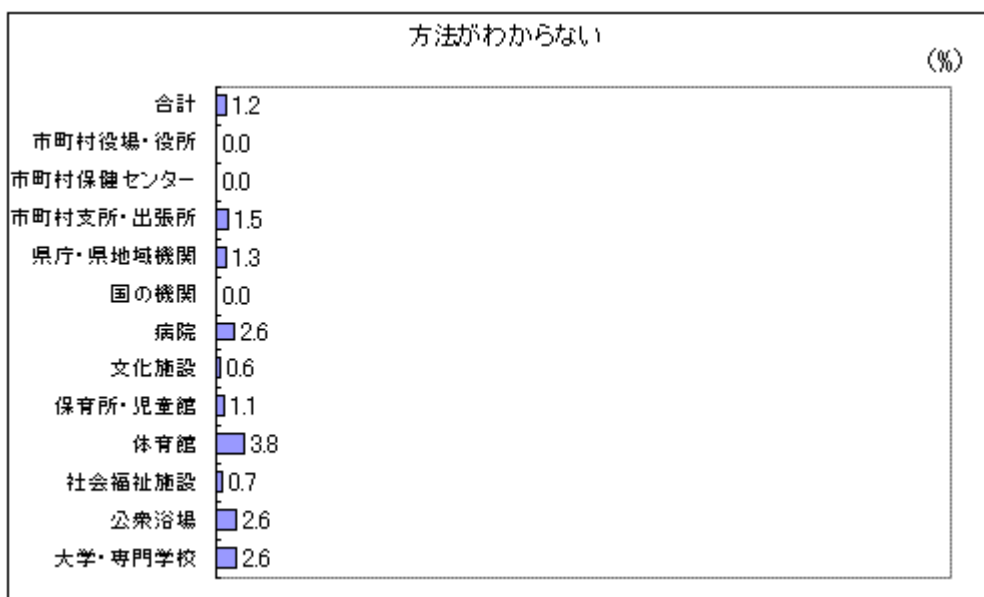
（対象：6 今後の受動喫煙防止対策充実予定で「予定なし」と回答した 811 施設）

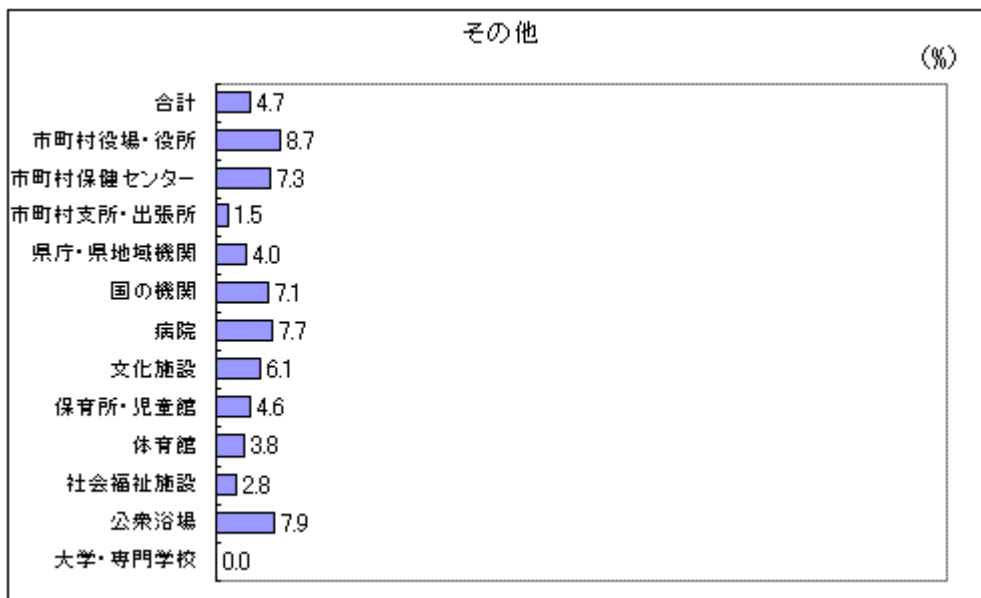
「すでに対策済みであり、必要がない」と回答した施設が多い。

「予定なし」の理由はすべての施設で「すでに対策済みであり、必要がない」が高い割合を占め、保育所・児童館では、特に「喫煙者がほとんどおらず、必要がない」が高い割合を占めた。









#### その他の主な内容

- ・ 利用頻度が低い
- ・ 敷地内禁煙にしてもポイ捨てが多い
- ・ 敷地内禁煙とすべきか、設備を確保して完全分煙とすべきか方針が定まらない
- ・ 職員の理解が必要

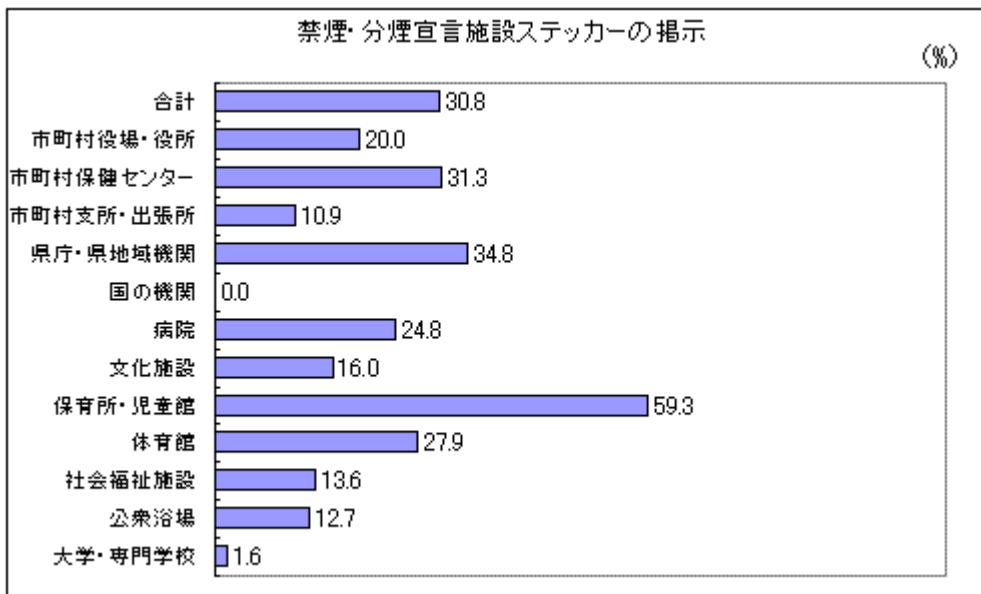
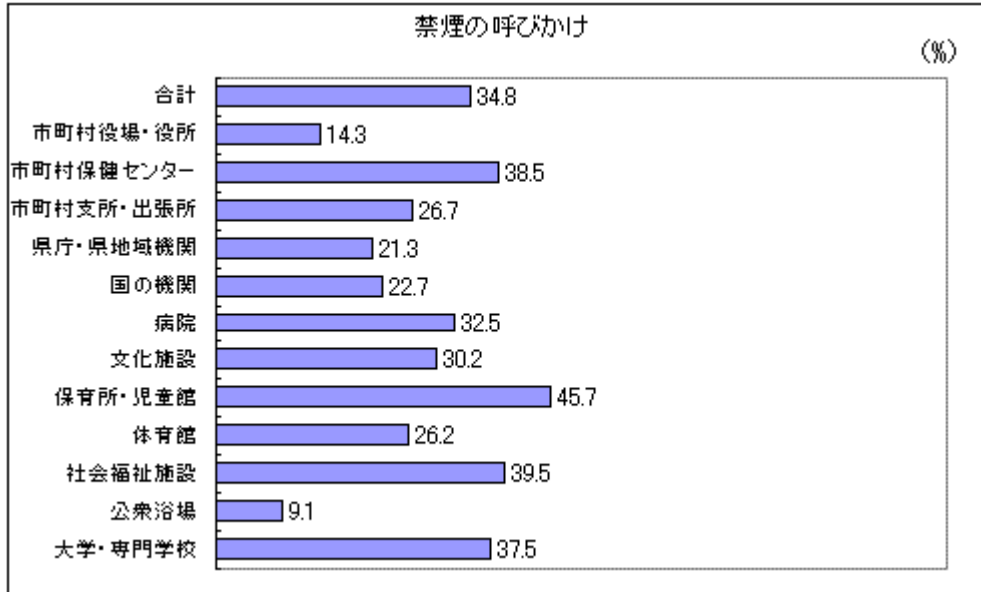
## 8 外来者に対する受動喫煙防止への協力要求状況（複数回答あり）

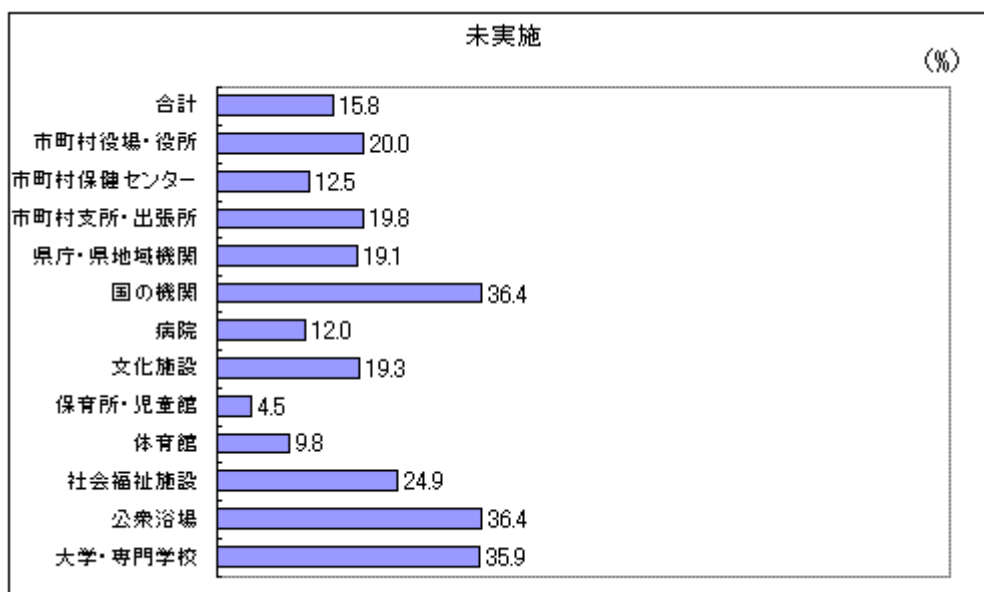
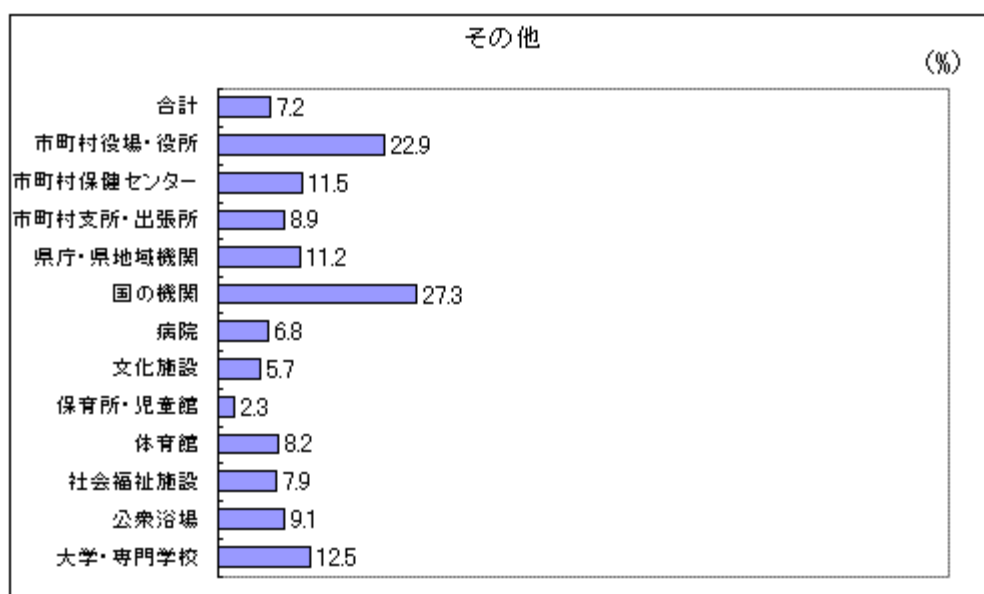
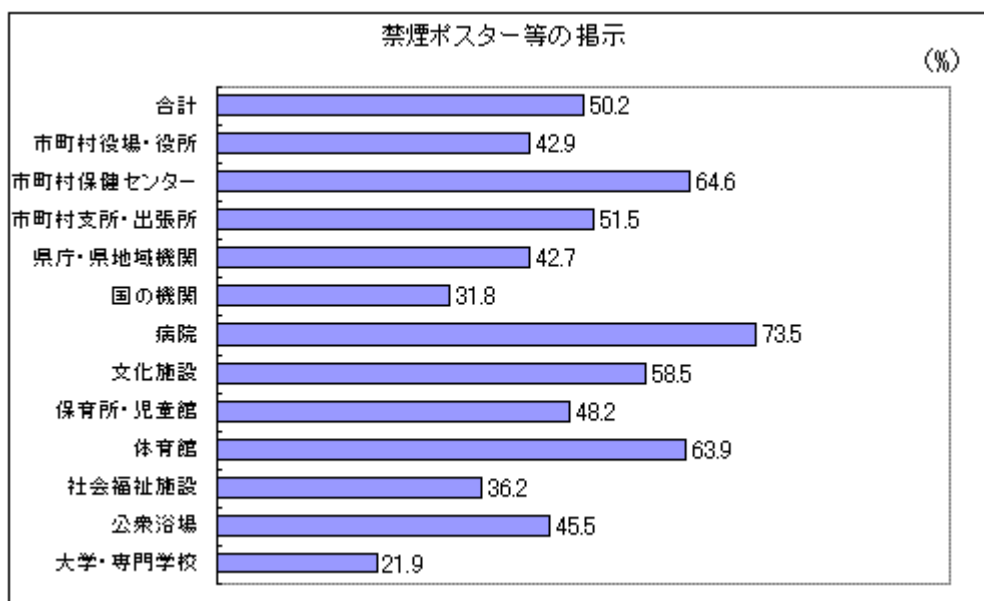
（対象：2 受動喫煙防止対策の実施状況で何らかの対策を実施している 1469 施設）

「禁煙ポスター等の掲示」を行っている施設が半数を占めている。

全体の 50.2% の施設で外来者に対して「禁煙ポスター等の掲示」により受動喫煙防止の協力を求めている。

「禁煙・分煙宣言施設ステッカーの掲示」の割合は、保育所・児童館が高く、国の機関、大学・専門学校が低く、登録状況に比例している。





## 9 積極的に実施していること、効果的な取組

受動喫煙防止対策の中で特に積極的に取り組んでいる、または効果のある取組について自由に記載してもらった。最も記載の多かった施設は、保育所・児童館であった。主な取組は以下のとおりである。

### 【保育所・児童館】

- ・灰皿不設置、灰皿を出さない。
- ・おたより等で禁煙の呼びかけ、周知、お願いをする。
- ・保護者会や行事等の際に禁煙を呼びかけている。
- ・喫煙の害、特に乳児突然死の原因になりやすいことを伝え、禁煙あるいは分煙を家族全員で協力するよう指導する。
- ・散歩などで吸い殻を見つけたとき、喫煙が話題に出たときなど機会を捉えて子どもにたばこは健康を害すること、家族も煙を吸うとたばこを吸ったと同じ害があることなどを話し、禁煙教育をして吸っている家族にも話しをするようにと促している。
- ・乳幼児の施設なので、外来者には特に配慮してもらおうようにしている。

### 【病院】

- ・禁煙外来の実施
- ・職員向けの禁煙外来、たばこの害についての講演会、勉強会等の実施
- ・インターネット禁煙マラソン参加・紹介
- ・禁煙推進委員会の設置
- ・客待ちタクシーを「禁煙車」に限定
- ・会議中の禁煙
- ・たばこ自販機の未設置・撤去
- ・快適な喫煙所を設けることにより、より積極的な協力を得ることができた
- ・たばこが吸える環境を整えない

### 【その他の施設】

- ・たばこ教育に使用する資料の提供
- ・学校との連携による喫煙予防教室の実施
- ・乳幼児健診において保護者へのたばこの正しい知識について情報提供
- ・灰皿不設置
- ・「世界禁煙デー」にスモーカーライザーによる呼気中の一酸化炭素濃度の測定と庁内放送による普及啓発
- ・新入生に対する禁煙教育
- ・たばこ自販機の未設置
- ・教職員、学生への禁煙指導、禁煙講座の開講